

緑を楽しむ講座(千葉・習志野・柏)共通規程

第1条 (目的)

FIC は広く市民に対する森林・林業及び環境などへの理解を促す活動を通じて、森林を国民共通の財産として健全に管理すると共に、国土の保全、環境・物質資源として有効に利用し、未来に引き継いでゆくことを目的とする。

このため、緑を楽しむ講座(千葉・習志野・柏)(以下講座)を開講し、次の要領にて運営を行うものとする。

第2条 (対象・募集形態)

(1) FIC の活動目的・意義に賛同し各講座における安全基準を理解した人。

年2回の案内チラシ等により一般(公開)募集する。

講座申し込み時に「森に親しむ会」に入会してもらう。

(2) 案内送付対象者

過去3年間に講座を受講した人

過去3年間の解釈(例)：

2022年前期講座チラシの配布対象者：

2021年度受講者、2020年度受講者、2019年度受講者

(通常1月頃に更新した名簿を使用)

2022年後期講座チラシの配布対象者：

2022年前期受講者、2021年度受講者、2019年後期受講者

(通常7月頃に更新した名簿使用)

第3条 (講座概要)

(1) 講座内容、特色

森林と林業の観察・学習または体験などを基本に、講座のテーマによってはその都度、森林浴、ウォーキング、野鳥、昆虫類などの観察、森の遊び、森と文化、クラフト、林業体験などのアクティビティを加えたものとする。

(2) 実施形態

現地集合・現地解散を基本とする。

野外での講座、室内での講座、およびその混合した講座を実施する。

「緑を楽しむ講座 千葉」は平日実施を原則とする。

「緑を楽しむ講座 習志野・柏」は週末、祭日実施を原則とする

(3) 実施時期

年度を2回に分け、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）、原則各期5講座

(4) 実施場所

千葉県とその周辺都県の森林や林業などの観察・学習に適するフィールドを選定するとともに、受講者の体力や技術を考慮した無理のない安全なフィールドとする。

(5) 講師

原則 FIC 会員とするが、外部からの講師、現地での講師も可とする。

謝金等は各内容により判断する。

第4条 （講座実施方法）

(1) 班構成

講師1名が、受講者10名程度を1班として編成し、引率・案内する。講師はFIC会員により構成され、その構成はチーフ講師（以下チーフ）1名とそれを補佐する数名のアシスタント講師より構成する。現地に詳しい人に案内をお願いすることもある。野外での講座では安全担当を配置する。

(2) チーフ

チーフは講座担当理事（理事相当）と講座企画・実施について綿密な打ち合わせを行う。本番前にならず下見を行う。終了後に活動報告書（FIC会員向けおよびHP掲載用）を作成する。ヒヤリハット報告書は必要に応じて作成する。

(3) アシスタント

チーフは必要に応じて講座の遂行を支援するアシスタント講師を担当理事（理事相当）と相談して選任することができる。

(4) 安全担当

野外での講座においては原則1名以上の安全担当を配置するものとする。安全担当はFICが別に作成した「安全マニュアル」に準じ、企画の内容をもとに適切な安全確保のための業務を行う。

(5) オブザーバ

各講座のマニュアルに記載する。

第5条 （運営体制）

講座運営に関し以下のスタッフを置くことができる。

(1) 業務スタッフ

会計、名簿管理、保険手配、講座企画、案内作成・募集、受付統括などの業務を行

う。担当理事（理事相当）を含み5名以内の固定スタッフとする。

(2) 業務サポーター

講座実施の際、必要に応じ業務をサポートする。5名以内とする。

第6条 （経費、収入）

講座の運営にあたり、共通する収入、経費の項目と金額は FIC の「手当・経費及び収入金処理規定」に記載する。

旅費交通費の額は現金料金を適用する。

本番が雨天で中止の場合は旅費交通費を下見参加者に支払う（対象 本番関係者）

各講座特有の支払い項目・金額は別途各講座マニュアルに記載する。

第7条 （個人情報管理）

本講座に関連して収集する、受講者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FIC の「個人情報保護規程」に従って管理する

第8条 （安全・保険）

本講座（下見を含む）に関する安全管理は、FIC の「安全管理規程」「保険管理規程」に従って実施する。

第9条 （その他）

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則 1 2021 年 4 月 12 日 制定、施行

付則 2 2022 年 4 月 11 日 改定

付則 3 2024 年 4 月 1 日 改定